

基本方針

商工中金は長期戦略・変革プランの実行フェーズという重要な局面を迎え、今後10年を見据えた企業変革を進めています。

同プランではストラクチャードファイナンス、スタートアップ融資、エクイティ出資などの分野で、従来以上のリスクテイクを行う方針であり、これに対応したリスク管理の高度化が重要となります。また、“集めて・つなげて・価値を創る”取組みを進めることでサードパーティ管理の重要性も増すなど、リスク管理について挑戦すべき課題は様々生じます。

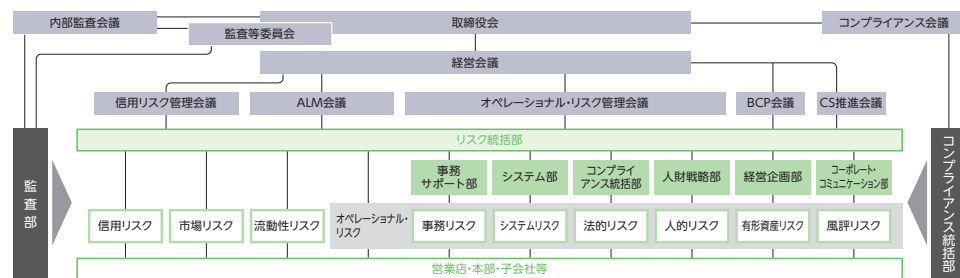
商工中金は「リスクテイクなくして収益はなく、如何にして正しくリスクテイクするか」とのリスク管理に関する基本的考え方のもと、一層のリスクテイクによるお客さまへの価値提供と適切なリスク管理の両立に取り組んでいきます。

リスク管理態勢

リスク管理規程等の各種規定に基づきリスク管理態勢を整備し、各リスクの管理部署と統括部署を明確化しています。

各リスクの管理部署がそれぞれのリスク管理を行うことに加え、リスク統括部が全体を統括するとともに、リスクを総体的に把握し自己資本との対比により健全性を確認しています。こうしたリスク管理の状況は経営会議で審議のうえ取締役会へ報告しています。

また、リスク管理の実効性を確保するため、監査部は独立した立場でリスク管理態勢にかかる監査を行い、取締役会等へ報告しています。



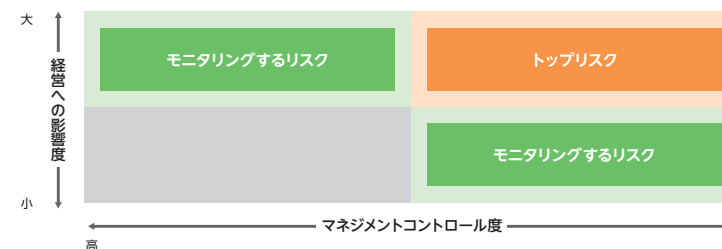
統合的なリスク管理

定量・定性の両面からリスクを統合的に把握し、経営体力との対比により健全性を確保するとともに、適切な経営資源配分を行っています。その中核としてトップリスク運営とリスク資本配賦運営を実施しています。

トップリスク運営

経営への影響が特に大きいリスクをトップリスクとして特定し、取締役会で定期的に見直すとともに、対応方針の策定とモニタリングを通じて機動的な管理を行っています。

2026年3月には、長期戦略遂行に伴う新たなリスクも考慮し、「投融資の毀損増加」「システム障害」をトップリスクとするとともに、「サードパーティ管理に関するリスク」をモニタリングするリスクに追加しました。



2026年度、商工中金が認識するトップリスクは以下の9個です。

- 【人財の確保・育成】【投融資の毀損増加】【産業構造の変化】【気候変動リスクへの対応】
- 【大規模自然災害の発生】【サイバー攻撃に関するリスク】【システム障害】
- 【マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の不備】【地政学リスク・経済安全保障】

リスク資本配賦運営

各種リスクを可能な限り統一的な尺度で計量化し、自己資本および規制資本への影響を踏まえ、リスク資本を配賦しています。配賦したリスク資本枠の使用状況は定期的にモニタリングし、取締役会へ報告しています。

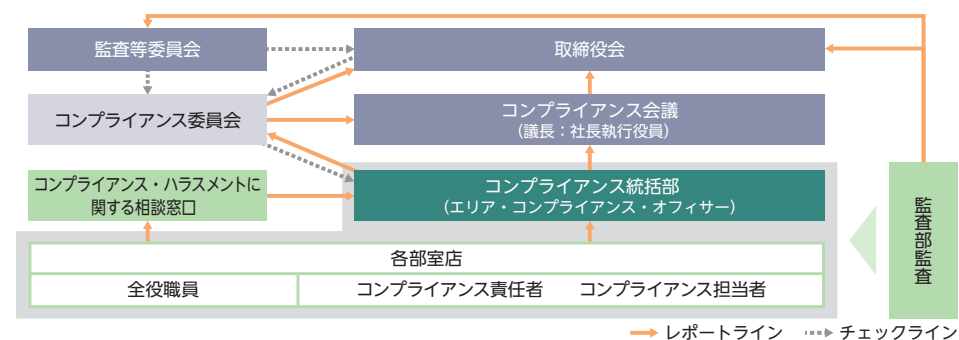
また、複数のシナリオに基づくストレステストにより、自己資本や規制対応を含めた資本の充実度を評価しています。

これらの取組みは、長期戦略の実行フェーズにおける経営規律と透明性を高め、リスク管理と資本管理を一体的に高度化するガバナンス強化の一環として位置付けています。

商工中金は、長期戦略事業プランの遂行に伴い、コンプライアンスを経営の重要基盤と位置付け、その高度化に取り組んでいます。事業領域の拡大やステークホルダーとの連携の進展を背景に、金融犯罪等への対応や情報管理の重要性は一層高まっており、態勢整備を進めています。2026年には情報セキュリティ対策室を新設し、情報漏えい等への対応力を強化しました。また、危機対応業務を巡る過去の不正事案の公表から10年を迎えるにあたり、二度とステークホルダーの信頼を損なわないとの意識を風化させることなく、引き続き従業員一人ひとりがPURPOSEに基づき自律的に行動することを徹底していきます。

「倫理憲章」と「コンプライアンス行動基準」を全役職員が遵守すべき規範とし、研修を通じた継続的な浸透を図るとともに、年度ごとの「コンプライアンス・プログラム」に基づき取り組みを推進しています。2026年度は、「長期戦略・企業変革を支えるコンプライアンス」を基本方針とし、PURPOSEドリブンな行動の浸透によるミスコンダクト防止などに注力しています。あわせて、「金融犯罪対策プログラム」を制定し、マネー・ローンダリング等防止や反社会的勢力排除に取り組んでいます。

これらの取組みは、社長執行役員を議長とするコンプライアンス会議において進捗報告・協議が行われ、その内容を取締役会に報告することで、経営による監督が行われています。



不正行為やハラスメント等の早期発見・是正を目的として、社内外に相談窓口を設置しています。本制度は通報者保護を最優先に運営され、匿名通報や厳格な情報管理により不利益取扱いの防止を徹底しています。これにより、組織の自浄機能を高め、健全な業務運営の確保に取り組んでいます。

コンプライアンス委員会は、取締役会の委任を受け、コンプライアンスに関する重要事案について独立した立場から検証および助言を行っています。人事処分を伴う事案はすべて委員会に付議し、客観性および公平性を担保するとともに、適切な対応となるよう指導・牽制機能を果たしています。

▶コンプライアンス委員会のメンバー

コンプライアンス 委員会	委員長	江 平 享 (森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士)
	副委員長	中 村 克 己 (国広総合法律事務所 弁護士)
	委員	牧 野 秀 行 (株式会社商工組合中央金庫 取締役副会長)

金融機関としての社会的責任を踏まえ、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与対策ならびに反社会的勢力の排除を重要な経営課題と位置付けています。専門組織の設置や人材育成、システム対応の強化に加え、外部機関とも連携し、取引モニタリングや顧客管理の高度化を図っています。

規程整備や研修を通じた意識醸成に加え、外部委託先を含めた情報管理体制の強化を進めています。2026年4月に情報セキュリティ対策室を設置し、情報資産の適切な管理とリスク対応力の向上に継続的に取り組んでいます。